

第 41 号 議 案

平成 30 年 11 月 28 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、平成 30 年 11 月 27 日付 30 議事第 374 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第 2 0 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2	第 2 0 3 号 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
3	第 2 0 4 号 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	第 2 0 5 号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
5	第 2 0 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
6	第 2 0 7 号 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7	第 2 3 5 号 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成30年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																																					
<p>期 末 手 当 第21条第2項</p> <p>第3項</p>	<p>【期末手当の支給割合の均等配分：勧告どおり】</p> <p>(単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="526 459 1396 952"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">適用区分</th> <th colspan="2">現行</th> <th rowspan="2">H31.6 以降の各期</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再任用 以外</td> <td>非管理職</td> <td>1.225</td> <td>1.375</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>1.025</td> <td>1.175</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>0.925</td> <td>1.075</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>0.625</td> <td>0.775</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再任用</td> <td>非管理職</td> <td>0.65</td> <td>0.80</td> <td>0.725</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.55</td> <td>0.70</td> <td>0.625</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>0.325</td> <td>0.425</td> <td>0.375</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行期日)：平成31年4月1日</p>	適用区分		現行		H31.6 以降の各期	6月	12月	再任用 以外	非管理職	1.225	1.375	1.30	課長	1.025	1.175	1.10	部長	0.925	1.075	1.00	指定職	0.625	0.775	0.70	再任用	非管理職	0.65	0.80	0.725	管理職	0.55	0.70	0.625	指定職	0.325	0.425	0.375
適用区分				現行			H31.6 以降の各期																															
		6月	12月																																			
再任用 以外	非管理職	1.225	1.375	1.30																																		
	課長	1.025	1.175	1.10																																		
	部長	0.925	1.075	1.00																																		
	指定職	0.625	0.775	0.70																																		
再任用	非管理職	0.65	0.80	0.725																																		
	管理職	0.55	0.70	0.625																																		
	指定職	0.325	0.425	0.375																																		
<p>勤 勉 手 当 第21条の2第2項</p> <p>勤勉手当に関する 特例措置 附則第8条</p>	<p>【勤勉手当の支給割合の改正：勧告どおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第21条の2第2項第1号から第3号まで（本則） ○ 附則第8条（特例）：平成30年12月期に適用 (施行期日)：公布の日（平成30年12月21日予定） ：ただし、平成30年12月1日に遡及して適用 <p>(参考) (単位：月分)</p> <table border="1" data-bbox="526 1400 1396 1836"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th>現行</th> <th>H30.12のみ (特例)</th> <th>改正後 (本則)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再任用 以外</td> <td>非管理職</td> <td>0.95</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>1.25</td> <td>1.35</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用</td> <td>非管理職</td> <td>0.45</td> <td>0.50</td> <td>0.475</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.55</td> <td>0.60</td> <td>0.575</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 再任用指定職は据置き（現行：0.525月）</p>	適用区分		現行	H30.12のみ (特例)	改正後 (本則)	再任用 以外	非管理職	0.95	1.05	1.00	課長	1.15	1.25	1.20	部長	1.25	1.35	1.30	指定職	1.00	1.05	1.025	再任用	非管理職	0.45	0.50	0.475	管理職	0.55	0.60	0.575						
適用区分		現行	H30.12のみ (特例)	改正後 (本則)																																		
再任用 以外	非管理職	0.95	1.05	1.00																																		
	課長	1.15	1.25	1.20																																		
	部長	1.25	1.35	1.30																																		
	指定職	1.00	1.05	1.025																																		
再任用	非管理職	0.45	0.50	0.475																																		
	管理職	0.55	0.60	0.575																																		
<p>特定職員について の適用除外 第21条の3第4項 第5項</p>	<p>【公安職給料表の級統合に伴う文言整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「7級」「8級」→「6級」「7級」 ○ 「9級」→「8級」 <p>(施行期日)：平成31年4月1日</p>																																					

条例非適用者 本体附則第6項 (新設)	【会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備】 期末手当に係る規定の適用から会計年度任用職員（パートタイム）を除外 (施行期日)：平成32年4月1日							
非常勤の者の特例 本体附則第7項	【会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備】 ○ 「非常勤の者（再任用短時間勤務職員であるものを除く。）」 → 「非常勤の者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び再任用短時間勤務職員であるものを除く。）」 ○ 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」 → 「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」 (施行期日)：平成32年4月1日							
給料表 別表第1 第2 第5	【現行の給料表を改定：勧告どおり】 各給料表について改定を実施 (施行期日)：平成31年4月1日							
等級別基準職務表 別表第6の2	【公安職給料表の級統合に伴う規定整備】 ○ 新1級の基準となる職務を「他の級に属さない職務」に設定 ○ 「3級」～「9級」→「2級」～「8級」 (施行期日)：平成31年4月1日							
特定の職務の級の切替え 附則第3条 附則別表第1	【公安職給料表の級統合に伴う職務の級の切替え：勧告どおり】 公安職の職務の級を附則別表第1により切替え <table border="1" data-bbox="526 1227 1136 1447" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">～H31. 3. 31 (旧級)</th> <th style="background-color: #cccccc;">H31. 4. 1～ (新級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級～9級</td> <td style="text-align: center;">2級～8級</td> </tr> </tbody> </table> (施行期日)：平成31年4月1日	～H31. 3. 31 (旧級)	H31. 4. 1～ (新級)	1級	1級	2級	3級～9級	2級～8級
～H31. 3. 31 (旧級)	H31. 4. 1～ (新級)							
1級	1級							
2級								
3級～9級	2級～8級							
号給の切替え 附則第4条 附則別表第2	【公安職給料表の級統合に伴う号給の切替え】 ○ 旧1級及び旧2級 附則別表第2により切替え ○ 旧3級～旧9級 切替え前と同じ号給に切替え (施行期日)：平成31年4月1日							

<p>給料の切替えに伴う経過措置</p> <p>附則第5条</p> <p>第6条</p> <p>第7条</p>	<p>【給料の切替えに伴う経過措置】</p> <p>切替え後の給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に差額を給料として支給（均衡上必要があると認められる職員を含む。）</p> <p>【育児短時間勤務者への差額支給】</p> <p>差額の支給を受ける職員が育児短時間勤務者の場合は、その者の勤務時間に応じた額を支給</p> <p>【一部改正条例の適用除外】</p> <p>平成29年一部改正条例による差額との重複を避けるため適用除外を規定（施行期日）：平成31年4月1日</p>
<p>給与の内払</p> <p>附則第9条</p>	<p>【勤勉手当の遡及適用に係る規定】</p> <p>改正前の条例に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>（施行期日）：公布の日（平成30年12月21日予定）</p>
<p>委 任</p> <p>附則第10条</p>	<p>条例の施行に関し必要な事項は人事委員会が定める。</p> <p>（施行期日）：公布の日（平成30年12月21日予定）</p>
<p>職員の退職手当に関する条例の一部改正</p> <p>附則第11条</p>	<p>【差額支給に係る規定整備】</p> <p>公安職1級及び2級の給料の切替えに伴う差額を退職手当の計算の基礎に含める。</p> <p>（施行期日）：平成31年4月1日</p>

2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「1」と同様の改正を行う（公安職及び会計年度任用職員制度に関する規定を除く。）。

3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成30年の人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容																
特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用 第5条第1項 第2項	【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】 特定任期付職員に対する期末手当の支給割合を規定 (単位：月分) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>H30. 12 以降</th> <th>H31. 6 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1. 625</td> <td>1. 65</td> <td>1. 725</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1. 775</td> <td>1. 80</td> <td>1. 725</td> </tr> <tr> <td>施行期日</td> <td>-</td> <td>公布の日 (H30. 12. 21 予定) (H30. 12. 1 適用)</td> <td>H31. 4. 1</td> </tr> </tbody> </table>		現行	H30. 12 以降	H31. 6 以降	6 月期	1. 625	1. 65	1. 725	12 月期	1. 775	1. 80	1. 725	施行期日	-	公布の日 (H30. 12. 21 予定) (H30. 12. 1 適用)	H31. 4. 1
	現行	H30. 12 以降	H31. 6 以降														
6 月期	1. 625	1. 65	1. 725														
12 月期	1. 775	1. 80	1. 725														
施行期日	-	公布の日 (H30. 12. 21 予定) (H30. 12. 1 適用)	H31. 4. 1														
期末手当に関する特例措置 附則第3項	【期末手当に関する特例措置：勧告どおり】 平成30年12月期の支給割合について規定 「1.80月」 → 「1.825月」 (施行期日)：公布の日 (平成30年12月21日予定) ただし、平成30年12月1日に遡及して適用																
給与の内払 附則第4項	【期末手当の遡及適用に係る規定】 改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 (施行期日)：公布の日 (平成30年12月21日予定)																

4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「3」と同様の改正を行う。

5 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
題 名	【会計年度任用職員への期末手当の支給に伴う改正】 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」 → 「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」

<p>通 則</p> <p>第1条</p>	<p>【条例対象としない非常勤職員の追加】</p> <p>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 (フルタイムの会計年度任用職員)</p> <p>【期末手当の支給に伴う規定整備】</p> <p>条例で定める事項に「期末手当」を追加</p>
<p>報 酬 の 額</p> <p>第2条第3項</p> <p>第4項</p>	<p>【報酬額を定める際に考慮する事項】</p> <p>「職員の職務の複雑性、困難性及び責任の軽重」 →「職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重」</p> <p>【地方公務員法改正に伴う改正】</p> <p>「法第17条の規定に基づき任用する非常勤職員」 →「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」</p>
<p>期 末 手 当</p> <p>第5条第1項</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p> <p>第4項 (新設)</p>	<p>【期末手当の新設】</p> <p>支給対象：基準日（6月1日及び12月1日）に在職する会計年度任用職員 (東京都規則で定める会計年度任用職員を除く。)</p> <p>支 給 額：期末手当基礎額*1×期別支給割合*2×在職期間割合*3</p> <p>*1 報酬の額を基礎として東京都規則で定める。 *2 期別支給割合は常勤職員と同じ支給月数 *3 東京都規則で定める在職期間に応じた支給割合</p> <p>不支給及び一時差止め：給与条例の適用を受ける職員の例による。 その他必要事項：人事委員会の承認を得て東京都規則で定める。</p>
<p>文 言 整 備</p> <p>第2条第4項</p> <p>第3条第4項</p> <p>第6条</p>	<p>【会計年度任用職員制度導入に伴う文言整備】</p> <p>「一般職非常勤職員」 → 「会計年度任用職員」</p>
<p>施 行 期 日</p> <p>附則</p>	<p>平成32年4月1日</p>

6 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
目 次	<p>【期末手当の新設に伴う条ずれ】</p> <p>「第8条」→「第8条の2」 「第13条」→「第13条の2」</p>

用語の定義 第2条第1項 第3項	【会計年度任用職員制度導入に伴う定義の改正】 ○ 時間講師は会計年度任用職員のうち時間を単位として勤務する教員 ○ 日勤講師は会計年度任用職員のうち1日を単位として勤務する教員
勤務時間等 第4条第2項	【文言整備】 「教育委員会規則」 →「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」
報酬の額等 第6条第3項	【文言整備】 ○ 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」 →「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」 ○ 「学校職員の給与に関する条例」→「学校職員給与条例」に読替え ○ 学校職員給与条例第24条の文言を削除
期末手当 第8条の2（新設） 第13条の2（新設）	【期末手当の新設】 支給対象：基準日（6月1日及び12月1日）に在職する時間講師及び日勤講師（教育委員会規則で定める時間講師及び日勤講師を除く。） 支給額：期末手当基礎額*1×期別支給割合*2×在職期間割合*3 *1 報酬の額を基礎として教育委員会規則で定める。 *2 期別支給割合は常勤職員と同じ支給月数 *3 教育委員会規則で定める在職期間に応じた支給割合 不支給及び一時差止め：学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。 その他必要事項：人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
勤務時間 第9条	【文言整備】 「東京都人事委員会」→「人事委員会」に読み替える規定を削除
報酬の額等 第11条	【文言整備】 「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」 →「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」
費用弁償 第13条	【規定整備】 時間講師の費用弁償の規定を準用するに当たり読替え規定を整備 「時間講師」→「日勤講師」
人事委員会の関与 第6条第4項 第14条	【人事委員会の関与】 現在特別職の非常勤である時間講師が一般職である会計年度任用職員となることに伴い、人事委員会の関与に関する規定を整備
施行期日 附則	平成32年4月1日

7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

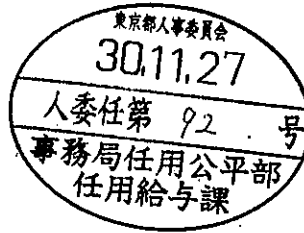
会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
育児休業をすることができない職員 第2条第1号イ (3) (新設)	【育児休業を取得できる非常勤職員】 「勤務日数を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員」であることを要件として追加
部分休業をすることができない職員 第13条第1号 イ・ロ (新設)	【部分休業を取得できる非常勤職員】 「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員」であることを要件として追加
施行期日 附則	平成32年4月1日

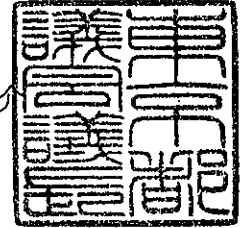


30議事第374号
平成30年11月27日

東京都人事委員会委員長
青山 侑 殿



東京都議会議長
尾崎 大 介



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

平成30年第4回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第202号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第203号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第204号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第205号議案 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第206号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第207号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第235号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例